

災害時における資機材の供給協力に関する協定書

多摩市(以下「甲」という。)と株式会社アクティオ(以下「乙」という。)とは、災害時における甲乙間での資機材の調達・供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害発生時に市民の生命、身体若しくは財産に損害を及ぼす自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象)、大規模な事故等による大規模災害その他の多摩市地域防災計画に定める事象(以下、総称して「災害」という。)が発生し、又は発生する恐れがある場合において、避難所等で必要となる資機材の速やかな配備を図るため、甲が乙に対して行う資機材の貸借・調達要請、及び当該要請に基づき乙が行う資機材の貸貸・供給に関し、必要な事項を定めることにより、甲が必要な資機材を確保し、もって避難所等における衛生的な生活環境の確保を図ることを目的とする。

(協力の内容)

第2条 乙は、災害発生時等において、甲に災害対策本部又はその他の緊急対策のための組織が設置され、甲から資機材の供給(賃貸借又は売買によるものをいう。)について要請があったときには、これに可能な限り協力するものとする。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に対して前条に定める協力を要請するときは、資機材供給協力依頼書(別記様式)をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後依頼書を提出するものとする。

(資機材の種類)

第4条 資機材の種類は次のとおりとする。

- (1) 発電機
- (2) 照明機器
- (3) 暖房機器(業務用ストーブ)
- (4) 重機
- (5) その他乙の取扱い商品

(資機材の受渡し)

第5条 資機材の受渡しは、原則として乙が指定する場所(乙事業所等)において行うものとする。

2 前項の定めに関わらず、乙は、甲から甲指定場所における資機材の受渡しの要請があった場合は、可能な範囲で応じられるよう努めるものとする。

3 甲は、資機材の受渡しに際し、受渡し場所に甲の職員等(甲の指定する者を含む。)を派遣し、種類、数量等を確認のうえ、受領又は返還を行うものとする。

(代金の請求)

第6条 乙は、第2条の規定に基づき、甲に物資を供給したときは、甲にその代金を請求

するものとする。

2 前項の代金は、第2条の協力の要請の直前における乙の通常価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は、乙からの前条の規定により請求があったときは、速やかにその代金を支払うものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、第5条第2項に規定する業務に従事した乙の雇用する者について、その者の責に帰することができない理由により負傷、疾病、障害、死亡その他の事故が生じたときは、地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償制度の定めるところに準じて、その損害を補償するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議事項)

第10条 本協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年 4月 1日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地の1
多摩市
代表者 市長 阿部 裕行

乙 東京都中央区日本橋3-12-2
朝日ビルディング7F
株式会社アクティオ
代表者 代表取締役 小沼 光雄

(別記様式)

年 月 日

株式会社アクティオ 殿

多摩市長

資 機 材 供 給 協 力 依 頼 書

「災害時における資機材の供給協力に関する協定書」に基づき、災害応急対策に対する資機材の供給協力について、下記のとおり依頼します。

記

納入品目・数量	発 電 機	品 目 名	数 量
納入品目・数量	そ の 他	品 目 名	数 量
納 入 日 時	年 月 日 時		
納 入 場 所			
そ の 他			

※連絡先 部 課 担当 電話